



冬季死亡災害ゼロ100日運動通信

【運動期間：令和6年11月21日～令和7年2月28日】

令和7年
4月号

● 新年度の始まりには 十分な安全教育を



新年度が始まり、新入社員の入社、部署や係の変更・配置換え、立場の変更等、多くの人新しい環境になります。これから職業生活を進める新入社員や新しい業務に就く人には、初めの段階である「今こそ」、十分な安全衛生教育を行いましょ。労働災害は経験期間の浅い人に多い特徴があることにも留意しましょ。

必要な教育項目

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 一．有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。 二．安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。 三．作業手順に関すること。 四．作業開始時の点検に関すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 五．当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。 六．整理、整頓及び清潔の保持に関すること。 七．事故時等における応急措置及び退避に関すること。 八．前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項 |
|---|--|

● 4月は熱中症対策の準備の時期です



熱中症対策の考え方の基本は、

- ・STEP 1 暑さ指数の把握と評価
 - ・STEP 2 測定結果に応じた対応
- です。

そのためにはまずは計器の準備が必要です



今年も、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」が始まる時期となりました。

4月は準備期間ですので、QRコードから実施要綱等をご確認いただき、本格的な夏季を迎える前に準備を整えておくようお願いいたします。

熱中症対策に係る労働安全衛生規則の改正の動きがあり、令和7年4月上旬公布、6月施行となる見込みです。最新の情報把握に努めていただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

労働災害を発生させないために実践しよう！！



日々、同じような日常が続いていくと、いつしか安全意識も薄れていくことがあります。そのようなことへの抑止策として、先月から「ZERO災の日」の導入のお願いを始めました。社内の意識変化のきっかけになり、加えて安全活動を定期的に行うことによって、安全意識の低下を防ぎ、職場の安全風土を向上させることが期待できます。

誰もが安心して働ける職場環境を創り出すために、職場の安全意識を高める取り組みを進めていきましょう。



フォークリフトでの荷の吊り上げは、違反です

労働安全衛生規則（主たる用途以外の使用の制限）
第151条の14 事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

ただし書きについては、労働者の昇降に関してのみ一部解釈が出ていますが、荷の吊り上げをはじめとするそれ以外の解釈例は出ておりません。



フレキシブルコンテナバッグの紐をフォークリフトのフォークにかけて走行運搬する作業を行っている事業場が当署管内でも複数見かけられ、関連する労働災害も複数発生しています。

関連補助商品メーカーや関連業界団体でも、荷の吊り上げに対して、あたかも安全、あたかも法令・規則違反はないとして大々的にPRしているものが存在していますが、そのPRには一部の危険の評価しかされていないため、適切な情報ではありません。

フォークリフトによる荷の吊り上げは明確な労働安全衛生規則違反であり、死亡災害に至る可能性もありますので、絶対に行わないようにお願いします。

労働災害の発生状況（令和7年2月末現在）

令和6年発生分

一関労働基準監督署管内で令和6年に発生した休業4日以上の労働災害による死傷者数（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）は全産業において151人で、前年同期比で-24人となりましたが、前年は急増した年であり、中期的には横ばい傾向が続いています。主な業種別では、製造業が41人（前年同期比-2人）、建設業が32人（同+5人）、商業が21人（同+1人）、保健衛生業が17人（同-3人）、運輸交通業が14人（同-1人）などとなっています。

事故の型別では、「転倒」が40人（同-14人）、「墜落、転落」が32人（同+4人）、「はさまれ、巻き込まれ」が14人（同+2人）、「動作の反動・無理な動作」が14人（同-2人）、「切れ、こすれ」が11人（+6人）、「激突され」が10人（-5人）、「交通事故」が10人（同+5人）などとなっています。年代が上がるにつれて被災者も増え、**50代・60代が多くなっています。**（イジフルドリガードライへの取り組みが必要）

令和7年発生分

一関労働基準監督署管内で令和7年に発生した休業4日以上の労働災害による死傷者数（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）は全産業において31人で、前年同期比で+20人となりました。主な業種別では、製造業が9人（前年同期比+7人）、運輸交通業が5人（同+4人）、建設業が4人（同-1人）、商業が3人（同+3人）、保健衛生業が3人（同+1人）などとなっています。事故の型別では、「転倒」が14人（同+10人）、「墜落、転落」が7人（同+5人）、「はさまれ、巻き込まれ」が4人（同+4人）などとなっています。今年も年代が高いほど被災者が多い特徴に変化がなく、**とくに60代での発生が最も多い状況となっています。**（イジフルドリガードライへの取り組みが必要）



労働災害事例

（2月末把握分の一部）

このほかにも、冬季要因による転倒災害が非常に多数ありました

銀行・信託業 事故の型：墜落・転落 休業見込み：1ヶ月
60代女性（経験年数5年未満）

社内の階段を下りる際、両手に荷物を持っていたため横向きでおりていたところ、踊り場より3段上の階段すべり止めに躓き、手すりをつかめずにそのまま踊り場に転落した。（手首骨折）

各種商品小売業 事故の型：墜落・転落 休業見込み：1ヶ月
20代男性（経験年数5年未満）

店舗売り場で、棚の上の段ボールを脚立を使用し取った後に降りる際、段ボールで視界がふさがれていたため足踏み外した。本来は脚立ではなく踏み台使用のルールとなっていた。また、一人作業には無理があった。（足首打撲）

冬季死亡災害ゼロ100日運動の実施結果

目標達成！

令和6年11月21日から令和7年2月28日までの期間で実施した「冬季死亡災害ゼロ100日運動」については、死亡災害ゼロという目標を達成しました。災害防止団体及び事業者、労働者の皆様には多大なるご協力を賜りましたことに御礼申し上げます。

令和7年度は、**第14次労働災害防止計画**の3年目です。各事業場で進める安全衛生管理は、この計画を意識した取り組みとしていただきますようお願いいたします。